

## 総合評価

受診施設名	宇治福祉園	施設種別	児童発達支援事業所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

平成 26 年 4 月 1 2 日

## 総 評

発達に課題のある就学前の子供たちの健やかな成長を願い、三室戸保育園開設当初から統合保育を行ってきた経過のうえに、現在の「宇治福祉園」があります。法人設立の理念である「命を大切にする」という指針を、療育の実践を通して具体的に表現しておられると思います。

療育の現場を見学させていただいてまず感じたことは、職員が積極的に、かつ楽しみながら仕事をされている、ということでした。また、保護者の方々のお話をうかがう中で、職員と信頼関係を持ち児童を通わせている、という印象を強く受けました。それは、保護者が職員に相談できる体制がしっかりと確立されていることにより、日々の相談等の積み重ねから生まれた強い信頼関係であると感じました。子どもの状況は親の心理状態にも大きな影響を受けることから、保護者への対応にも重点を置かれているという点は高く評価できます。

保護者同士の交流も活発で「自分たちにしかわからないこと」「自分たちだからわかること」を互いに話し合える関係性でつながっている様子がよくわかりました。さらに、同窓会があることで、同年齢だけではわからない「先の不安」等について、先輩保護者から話を聞ける良い機会となっていました。

今回の訪問調査で気付いた具体的なアドバイスは下記の通りです。

- ・療育の部屋はスペースに制限がある中で、職員の工夫や努力によりプレイセラピーが実施されており、その努力の姿勢に感服しました。それでも様々な子供たちの障害特性に対応するには、空間的な限界もあるかと思います。しかし今後も、個別的な、特に自閉症の子供たちに対する何かしらのアイデアや工夫を期待します。
- ・療育実践に関して、スーパーバイズを受ける必要性を感じました。ぜひ今後ご検討ください。

これからも京都府南部における療育の拠点として、またモデルとしてご活躍されることを期待しております。

<p>特に良かった点 (※)</p>	<p><b>I-1-(1) ① 理念が明文化されている。</b>  法人の理念・目的が明文化され、周知のためにパンフレットや園便りに掲載されています。その内容は「命を大事にする」というシンプルかつ重要な概念であり、療育の基本的な考えとして浸透していました。</p> <p><b>II-4-(1) ③ 障害のある本人の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。</b>  各部屋の備品や教材等の破損状況について、チェックリストを元に定期的に点検していました。遊具においても同様に点検が行なわれていました。</p> <p><b>III-1-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行なわれている。</b>  卒園ケースに対して相談窓口を設置し、保護者が安心できる体制がとられています。同様に、地域外への転居に対しても、転園先に情報提供がされていました。</p> <p><b>III-3-(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。</b>  保護者からの相談方法として、ノートだけでなく面談、電話、メール等、保護者それぞれに合った方法で柔軟に対応していました。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p><b>I-3-(1) ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。</b>  児童福祉法の改定に伴う法令に関することや、虐待通告義務などの理解を職員間で共有に努めているが、関係法令がリスト化されていない。</p> <p><b>II-2-(4) ① 社会福祉に関する資格取得のための実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。</b>  実習生の受け入れマニュアルが作成されている。実習指導者への研修は行っていない。</p> <p><b>IV-1-(1) ① 障害のある本人を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みをおこなっている。(プライバシーへの配慮)</b>  プライバシーへの配慮について、口頭では説明されているが文書化されたものがない。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

---

## 【障害事業所版】

# 評価結果対比シート

---

受診施設名	宇治福祉園
施設種別	児童発達支援事業所
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
訪問調査日	2014年2月7日

## I 福祉サービスの基本方針と組織

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-1(1) 理念、基本方針が確立されている。	① 理念が明文化されている。	A	A
		② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A	A
	I-1-1(2) 理念、基本方針が周知されている。	① 理念や基本方針が役員及び職員に周知されている。	A	A
		② 理念や基本方針が障害のある本人(家族・成年後見人等含む)に周知されている。	A	A
I-2 計画の策定	I-2-2(1) 事業計画の策定について	① 各年度計画を策定するための基礎となる中期(概ね3年)もしくは長期(概ね5年以上)計画が策定されている。		A
		② 事業計画の策定が組織的に行われている。	A	A
		③ 事業計画が職員に周知されている。	A	A
		④ 事業計画が障害のある本人(家族・成年後見人等含む)に周知されている。	A	A
I-3 管理者の責任とリーダーシップ	I-3-3(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A	B
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A	B
	I-3-3(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みにリーダーシップを発揮している。	A	A
		② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みにリーダーシップを発揮している。	A	A

### 【自由記述欄】

I-1-1(1)	①法人の理念・目的は、パンフレットや「園便り」に掲載されている。また、研修室にも掲示されており、日常的に職員、保護者の目に触れるようになっている。 ②理念に基づく運営方針は、毎月発行される「園便り」に記載されている。
I-1-1(2)	①朝のミーティング時に、療育内容が理念に沿ったものであるかを確認している。 ②理念および基本方針は、年度初めの「園便り」に掲載している。毎月の園便りには理念、基本方針に基づいた理事長の文章を掲載している。
I-2-2(1)	①中長期計画が策定されている。 ②年度末に職員全体で次年度の事業計画の立案を行っている。 ③毎月の会議において、事業計画の確認を行っている。 ④毎月の「園便り」で事業計画を掲載し、周知を行っている。また、「親時間」でも説明を行っている。
I-3-3(1)	①職務分担表は策定しているが、管理者の責任と権限までは明記されていない。 ②児童福祉法の改定に伴う法令に関することや、虐待通告義務などの理解を職員間で共有に努めているが、関係法令がリスト化されていない。
I-3-3(2)	①管理者は毎朝の会議や現場にて、職員に対し直接的に指導している。 ②パソコンシステムを積極的に導入し、職員の業務の効率化を図っている。

## II 組織の運営管理

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
II-1 経営状況の把握	II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A	A
		② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見し、改善を行っている。	A	A
II-2 人材の確保・養成	II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	① 必要な人材に関する具体的なプランが確立し、職員のやる気向上に取り組んでいる。	A	A
		II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。		A	B
	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B	B
		② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A	A
		③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行なっている。	A	A
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行なわれている。	① 社会福祉に関する資格取得のための実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	A	B	
II-3 個人情報の保護	II-3-(1) 障害のある本人等の個人情報を「個人情報保護法」に基づき適切に管理している。	① 障害のある本人等の個人情報を「個人情報保護法」に基づき適切に管理している。	A	A
II-4 安全管理	II-4-(1) 障害のある本人の安全を確保するための取り組みが行なわれている。	① 緊急時(事故、感染症の発生時など)における障害のある本人の安全確保のための体制が整備されている。	A	A
		② 災害時に対する障害のある本人の安全確保のための取り組みを行っている。	A	A
		③ 障害のある本人の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	A	A
II-5 地域や家族との交流と連携	II-5-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 障害のある本人と地域とのかかわりを大切にしている。	A	A
		② 地域の福祉ニーズを把握し、事業所が有する機能を地域に還元している。	A	A
		③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	A	非該当
	II-5-(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 障害のある本人を支援するため、必要な社会資源や関係機関を明確にして連携している。	A	A
		② 家族との定期的な連携・交流の機会を確保している。	A	A

### 【自由記述欄】

II-1-(1)	① 宇治市の早期療育ネットワーク委員会、障害者基本計画委員会への参加や、宇治市や山城北保健所との連携を日常的に行うことにより、地域の障害児を取り巻く環境を把握している。 ② 園児の利用実績、出席率を日常的に把握し、事業計画に反映している。
II-2-(1)	① 人事管理は法人本部にて一括した対応をしている。
II-2-(2)	① 有給休暇の取得率や時間外労働については、社会労務士に委託して適切な対応を行っている。 ② 民間社会福祉施設職員共済会に加入している。職務に対する悩み等は園長や主任等が相談に応じている。外部のカウンセラーの紹介は行っていない。
II-2-(3)	① 半期に一度、理念に基づいたクラス運営の達成度について検討している。中長期計画に明示していない。 ② 職員それぞれの役割に応じた研修会に参加させている。年度の研修計画が策定されている。 ③ 研修後の報告を義務づけ、療育計画に反映している。
II-2-(4)	① 実習生の受け入れマニュアルが作成されている。実習指導者への研修を行ってない。
II-3-(1)	① 個人情報に関する規定を策定し、それに基づいた対応と保護者への説明を行っている。
II-4-(1)	① 災害対策、衛生対策、感染対策などのマニュアルが整備されている。 ② 避難訓練を消防署の指導のもと、適切に実施している。 ③ 各部屋や教材、遊具などの定期点検はチェックリストを元に行っている。
II-5-(1)	① 近隣の公園や地元での買い物などで地域との交流をはかっている。 ② 宇治市の福祉まつりなどに職員が委員として参加している。月に一度、保護者対象の同窓会を行い、在園保護者との交流の機会をつくらせている。 ③ 基本的にボランティアの受け入れは行っていない。
II-5-(2)	① 管理者は宇治市の適正就学委員会相談部に所属し、必要な社会資源の情報を収集している。 ② グループごとに月3回親時間を設定し、保護者と職員の情報交換、交流を図っている。

### Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 サービス開始・継続	Ⅲ-1-(1) サービス提供の開始が適切に行なわれている。	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A	A
		② サービスの提供を始めるにあたり障害のある本人等(家族・成年後見人等を含む)に説明し同意を得ている。	A	A
	Ⅲ-1-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行なわれている。	① 支援内容の変更や暮らしの場の変更にあたり生活の継続性に配慮した対応を行っている。	A	A
Ⅲ-2 個別支援計画の作成とサービス提供手順	Ⅲ-2-(1) 障害のある本人のアセスメントが行なわれている。	① アセスメントとニーズの把握を行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(2) 障害のある本人に対する個別支援計画の作成が行われている。	① 個別支援計画を適正に作成している。	A	A
	Ⅲ-2-(3) 個別支援計画のモニタリング(評価)が適切に行われている。	① 定期的に個別支援計画のモニタリング(評価)を適切に行っている。	A	A
	Ⅲ-2-(4) サービス実施の記録が適切に行なわれている。	① 障害のある本人に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A	A
		② 障害のある本人に関する記録の管理体制が確立している。	A	A
③ 障害のある本人の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A	A		
Ⅲ-3 障害のある本人本位の福祉サービス	Ⅲ-3-(1) 障害のある本人ニーズの充足に努めている。	① 障害のある本人ニーズの把握を意図した仕組みを整備している。	A	A
		② 障害のある本人ニーズの充足に向けた取り組みを行なっている。	A	A
	Ⅲ-3-(2) 障害のある本人が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A	A
		② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A	A
		③ 障害のある本人(家族・成年後見人等含む)からの意見等に対して迅速に対応している。	A	A
Ⅲ-4 サービスの確保	Ⅲ-4-(1) サービスの一定の水準を確保する為の実施方法が確立されている。	① 提供するサービスについて一定の水準を確保する為の実施方法が文書化されサービス提供されている。	A	A
		② 一定の水準を確保する為の実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	A
	Ⅲ-4-(2) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行なわれている。	① サービス内容について定期的に評価を行なう体制を整備している。	A	A
		② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	A	A

#### [自由記述欄]

Ⅲ-1-(1)	①パンフレットを宇治市保健推進課に設置し、だれもが入手しやすいように提供している。 ②パンフレットに沿ってサービス内容等の説明を行い、利用料金については宇治市障害福祉課により説明されている。
Ⅲ-1-(2)	①地域外へ転居する場合には、転居先の新しい事業所に対して情報提供をしている。
Ⅲ-2-(1)	①保護者からの聞き取りなど丁寧な対応がされている。
Ⅲ-2-(2)	①新規利用の児童については、2ヶ月間の行動観察期間を設定し個別支援計画を作成している。また半年に一度計画を見直し、保護者へ報告されている。
Ⅲ-2-(3)	①定期的なモニタリングが実施されている。状況に変化があった場合等は、必要に応じて適時モニタリングされている。
Ⅲ-2-(4)	①記録についてはパソコンのネットワークシステムが構築されており、管理できている。 ②記録について、システムで管理・保護され、開示請求に関しての規定が明示されている。廃棄について、5年間保存するという事が決められており、規定が明示されている。 ③日々のミーティングで、本人・保護者に関する情報などを共有している。
Ⅲ-3-(1)	①日々、保護者から得た情報などによりニーズを把握し、家族の懇談会等も開催している。 ②家族を交えた検討会議の設置などがされている。
Ⅲ-3-(2)	①「親時間」を設け、保護者同士や職員との交流を深めている。また、ノート、電話、メールなど保護者が利用しやすい形での相談体制がとられている。 ②苦情解決のシステムに第三者委員の記載がある。 ③意見等に対しては、マニュアルに沿って迅速に対応されている。
Ⅲ-4-(1)	②日々のミーティングでのモニタリング、2~3か月に一度のグループ検討会、6か月に一度は保護者を交えた個別支援計画の見直しが行われている。
Ⅲ-4-(2)	①パソコン管理システムの記録に基づき、サービス内容について自己評価がされており、以降の支援計画に反映されている。 ②モニタリングの結果は常に職員で共有され、以降の支援計画に反映されている。

#### IV 障害のある本人を尊重した日常生活支援

評価分類	評価項目	評価細目	評価結果	
			自己評価	第三者評価
IV-1 障害のある本人を尊重した日常生活支援	IV-1-(1) 障害のある本人を尊重する取り組みがなされている。	① 障害のある本人を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。(プライバシーへの配慮)	A	B
		② コミュニケーション手段を確保するための支援や工夫がなされている。	A	A
		③ 障害のある本人の主体的な活動を尊重している。	A	A
IV-2 日常生活支援	IV-2-(1) 清潔・みだしなみ	① 【入浴】入浴について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重したサービスが提供されている。		A
		② 【衣服】衣服について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重したサービスが提供されている。	A	A
		③ 【理美容】理美容について障害のある本人(家族・後見人等含む)の希望を尊重した選択を支援している。	A	A
	IV-2-(2) 健康	① 【睡眠】安眠できるように配慮している。	A	A
		② 【排泄】障害のある本人の状況に合わせた排泄環境を整えている。	A	A
		③ 【医療】障害のある本人の健康を維持する支援を行っている。	A	A
	IV-2-(3) 食事	① 【食事】楽しい食事ができるような支援を行っている。	A	A
	IV-2-(4) 日中活動・はたらくことの支援	① 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の取り組みを行っている。		非該当
	IV-2-(5) 日常生活への支援	① 障害のある本人の意思を尊重した日中の活動の取り組みを行っている。	A	A
		② 事業所の外での活動や行動について障害のある本人の思いを尊重した取り組みを行っている。	A	A
	IV-2-(6) 余暇・レクリエーション	① 障害のある本人の意思を尊重し、日常生活が楽しく快適になるような余暇、レクリエーションの取り組みを行っている。	A	A

【自由記述欄】				
IV-1-(1)	① プライバシーへの配慮等について、口頭では説明されているが文書化されたものがない。 ② 言葉の理解が難しい場合には、視覚的なものを利用してコミュニケーションを図っている。 ③ 常に家族と交流、協議する機会が持たれている。			
IV-2-(1)	① 入浴を嫌う児童については、親時間にカンファレンスを行っている。 ② 厚着や薄着、衣服へのこだわりなど課題に応じた関わりをもち、個別支援計画に反映されている。 ③ 整髪されていない等の児童については気を付けている。頭ジラミのチェックなども行っている。			
IV-2-(2)	① 就寝時間、起床時間を保護者に記入してもらい確認をしている。課題がある場合には相談にのっている。 ② 自立に向け、個々に応じた声かけや介助をしている。 ③ 当園時の児童の様子や保護者への確認を行うとともに、毎朝検温するなど、体調管理にも気を配っている。			
IV-2-(3)	① 生活年齢に応じた食事時間を導入している。			
IV-2-(5)	① 保護者とともに連携しながら、児童一人一人の興味・関心に合った活動を意欲的に取り入れている。 ② 園外活動の際に交通ルールなどを教える取り組みもしている。			
IV-2-(6)	① イベントなどで行って児童が楽しんでいたところなどは地図を提供したり、同窓会を開催することで縦(異年齢)の関係も構築している。			